

○伊予市環境基本条例

令和4年3月18日条例第1号

伊予市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第8条—第21条）

第3章 伊予市環境審議会（第22条—第30条）

第4章 雑則（第31条）

附則

私たちのまち伊予市は、道後平野の西南部の田園、瀬戸内の美しい海岸や秦皇山をはじめとする緑豊かな山々など多様な自然環境が整う中、先人が築いた歴史と文化などの貴重な財産を生かし、潤いと安らぎのある良好な環境の下、まちの繁栄を享受してきた。

しかしながら、社会経済の発展とともに、より一層の豊かさや利便性を追求してきた結果、資源やエネルギーの大量消費により、地域の環境のみならず、人類の生存基盤である地球全体の環境をも脅かすに至っている。

私たちは、今日の環境問題の多くが日常生活や事業活動に起因し、環境に与える影響が重大であることを認識した上で、環境への負荷を低減し、持続可能な社会を構築していかなければならない。

このような認識の下、全ての者が、互いに協力し連携を保ちながら、環境の保全及び創造を図り、環境に優しいまち伊予市を実現するため、ここに、伊予市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 環境を快適かつ安全な水準に維持し、恵み豊かな環境の恩恵を受けられるよう、良好な環境を創り出すことをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指し、市、事業者及び市民がそれぞれの役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの課題としてとらえ、それぞれの施策、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境を阻害することのないよう自らの責任において環境を保全するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生及び排出の抑制を推進するとともに、事業活動に伴う環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの有効利用等により、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の協力)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在又は通過に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針により、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正に保全するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保つこと。
- (2) 人と自然の豊かなふれあいを保つため、身近な緑、水辺等に恵まれた生活環境を確保し、地域の特性を生かした良好な景観の形成を図るとともに、自然災害に強いまちづくりの推進に努めること。
- (3) 生態系の多様性を確保するため、森林、農地、緑地、水辺等において生物種や自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。

(4) 地球環境の保全に資する環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、資源の循環的な利用、廃棄物の減量及びエネルギーの有効利用を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画に市民、事業者又はこれらの者が組織する団体（以下「市民等」という。）の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、伊予市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第10条 市長は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源等の循環的な利用等の促進)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生及び排出の抑制を推進し、環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

(環境に関する教育及び学習の促進等)

第14条 市は、市民等が環境全般についての関心と理解を深めるとともに、市民等による

環境への負荷の低減に資する活動の促進を図るため、環境の保全及び創造に関する教育や学習のための啓発活動及び広報活動を推進するものとする。

(助成等の措置)

第15条 市は、市民等による環境への負荷の低減のための活動を促進するため、必要な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の自発的活動の促進)

第16条 市は、市民等が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(協定の締結)

第17条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があると認めるときは、事業者との間で公害の防止その他の環境の保全に関する協定を締結することができる。

(調査の実施)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要に応じ監視、測定その他の調査を実施するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策で、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第21条 市は、市民等と連携し、地球環境の保全に関する施策の推進に努めるものとする。

第3章 伊予市環境審議会

(設置)

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、伊予市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第23条 審議会は、第9条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項等について調査し、及び審議する。

(組織)

第24条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 環境の保全に関する団体の関係者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第27条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第28条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、産業建設部において処理する。

(補則)

第30条 第22条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事

項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(伊予市環境審議会条例の廃止)

2 伊予市環境審議会条例（平成17年伊予市条例第195号）は、廃止する。

(伊予市環境審議会条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の伊予市環境審議会条例第3条第2項の規定により伊予市環境審議会の委員に委嘱されている者は、第24条第2項の規定により審議会の委員に委嘱された者とみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和4年6月30日までとする。